

【補助対象事業】

事業名	内容	補助金の額
商業活性化事業	(1) 商店街等で通用するカードを作成するもの (2) 複数の商店または商店街への集客を高めるためにイベント等を行うもの (3) ホームページを作成するもの (4) 商店街周辺のマップ等を作成するもの	中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地地域で行う事業であるときは経費の2分の1に相当する額又は30万円のいずれか低い額以内の額とし、当該地域以外の地域で行う事業であるときは経費の2分の1に相当する額又は20万円のいずれか低い額以内の額とする。
商店街基盤整備事業	(1) 商店街の環境や施設を整備するもの (2) 商店街の現況を把握し、及び振興のために行う調査等に係るもの	経費の2分の1に相当する額又は20万円のいずれか低い額以内の額とする。
新商品等開発支援事業	(1) 商品・製品の開発を行うもの (2) 試作品の製作等を行うもの	経費の2分の1に相当する額又は20万円のいずれか低い額以内の額とする。
公益事業	中心市街地において、社会貢献活動や地域づくり活動を行うもの	経費の2分の1に相当する額又は20万円のいずれか低い額以内の額とする。
空き店舗活用事業	中心市街地に存する空き店舗を活用して行う事業のうち次に掲げるもの以外のもの ア 農業、林業及び漁業 イ 風俗営業等（風俗営業用の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業をいう。以下同じ。）	経費の2分の1に相当する額又は30万円のいずれか低い額以内の額とする。
販路拡大支援事業	県外で開催される見本市、展示会、博覧会等（小売りを主たる目的とするものを除く。）に参加するもの	経費の2分の1に相当する額又は10万円のいずれか低い額以内の額とする。